

令和6年度

償却資産申告の手引

福生市

日頃より、市税等への御協力をいただきましてありがとうございます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在に所有する資産について申告していただくこととなっています。（地方税法第383条）

福生市内に償却資産をお持ちの方は、この手引きを参照して同封の申告書に必要な事項を記入の上、必ず申告期限までに御提出ください。

※申告書を郵送される方で控えの返送を御希望の場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

申告期限 令和6年1月31日(水)

～ 電子申告(eLTAX)を御利用ください ～

福生市では、固定資産税（償却資産）の申告にあたり、eLTAX（地方税ポータルシステム）を用いた電子申告を推奨しております。なお、電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得された上で、eLTAXホームページから利用の届出を行う必要があります。詳しくはeLTAXホームページを御覧ください。

URL: <https://www.eltax.lta.go.jp/>

QR:



《申告書の提出及び問合せ先》

〒197-8501 東京都福生市本町5番地

福生市役所 市民部 課税課 資産税係

TEL:042(551)1511(代表) 内線2435・2436・2437・2438
042(551)1614(ダイヤルイン)

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業のために用いることができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます）をいいます。

ただし、取得価額が少額である資産やその他政令で定める資産、特許権・実用新案権等の無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除きます。

2 償却資産の種類と業種別の主な償却資産

償却資産の種類と主な資産の例は次の表のとおりです。

資産の種類		申告の対象となる主な償却資産
1 構築物	構築物	広告設備、貯水池、排水路、舗装路面（砂利も含む）、門・塀・緑化施設等の外構工事、その他土地に定着する土木設備等
	建物附属設備	建築設備、賃借人の施した内装・内部造作等 （4ページ「建築設備における家屋と償却資産の区分」を御覧ください）
2	機械及び装置	工作機械、印刷機械、ブルドーザー等の自走式作業用機械、クレーン・コンベア等の装置、工場の受変電設備及び発電機設備、立体駐車場の機械装置等
3	船舶	客船、貨物船、油槽船、曳船等
4	航空機	飛行機、その他の航空機
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（ <u>ナンバー登録している場合は</u> 、分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両）、構内運搬車等、貨車、客車等 （自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除く）
6	工具・器具及び備品	パソコン、陳列ケース、広告看板、事務用機器、家具（事務机・応接セット等）、金庫、電気機器、自動販売機、金型、ガス器具、コンテナ、医療機器、娯楽機器等

業種別の主な資産の例は、次の表のとおりです。

業 種	主 な 資 産 例
各業種共通	内装工事(建物賃借の場合)、駐車場設備、舗装路面、外構、外灯、広告設備、看板、簡易間仕切り、応接セット、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、LAN設備等
農業	ビニールハウス、農機具、耕運機、屋外給排水設備等
不動産貸付業	舗装路面、柵、塀、緑化施設、屋外の電気設備工事・給排水設備工事、受変電設備工事、自家発電設備工事、立体駐車場（機械装置を含む）等
小売店	陳列ケース、棚・台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食店	接客用家具、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、製氷機等
理容業・美容業	椅子、洗面設備、タオル蒸し器、消毒殺菌器、パーマ器、ドライヤー、はさみ、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装機等
製パン・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、エックス線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン等）、各種キャビネット、給食用厨房設備等
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水施設、構内舗装、門・塀、溶接機、貯水施設、福利厚生設備等
旅館・ホテル・バー 喫茶・スナック・カラオケボックス	接客用家具、ステレオ、ピアノ等の楽器、カラオケセット、放送設備、ミラーボール、ガスレンジ、自動食器洗浄機、製氷機、冷蔵庫、冷凍庫、厨房設備、洗濯設備、ボイラー等
娯楽業（パチンコ店等）	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、玉貸機、玉磨機、還元機等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、トランショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業・ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、ガソリン計量器、洗車機、地下タンク、照明設備、塀、自動販売機、独立キャノピー等
木工業	帯鋸・糸鋸・丸鋸機、木工フライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス、剪断機、溶接機、グラインダー機等
食肉鮮魚販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、挽肉機、電子はかり等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、人工芝、照明設備、ガット張機、商品陳列ケース、レジスター等

※ リース資産については貸主が申告してください。ただし、所有権留保付割賦販売の資産については、買主が申告してください。

3 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価しています。

賃借人が貸ビル・貸店舗等に取り付けた事業用の内装、造作及び建築設備等については、賃借人の償却資産として申告してください。

	設備等の内容	家屋と建築設備等の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	床、壁、天井仕上等	○			◎
2	工場等の動力源である電気設備		◎		◎
3	ビル等における受変電設備、発電機設備、蓄電池設備		◎		◎
4	中央監視制御装置、電話交換機		◎		◎
5	電気設備（2、3、4に該当するものを除く。）	○			◎
6	冷凍倉庫における冷凍設備		◎		◎
7	ネオンサイン、スポットライト、投光器、水銀灯		◎		◎
8	屋外に設置された給水塔、独立煙突、屋外供給本管		◎		◎
9	給排水、衛生及びガス設備	○			◎
10	冷房、暖房及び通風設備又はボイラー設備(工場等における生産設備であるボイラー等を除く。)	○			◎
11	昇降機設備	○			◎
12	消火、排煙、災害報知設備及び格納式避難設備	○			◎
13	エアーカーテン及びドア自動開閉設備	○			◎
14	金庫室の扉	○			◎
15	店用簡易装備、間仕切り(簡易なものを除く。)	○			◎

家屋と設備の所有者が同じ場合は、設備の性格等に応じ次の表のとおりに取り扱います。区分が困難な場合は、資産税係にお問合せください。

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	受変電設備	設備一式・配電盤	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備	
	中央監視制御装置	装置一式	
	電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備
	電力引込設備	引込開閉基盤	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	
	拡声装置	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	
	インターホン設備	インターホン機器	
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
火災報知設備	屋外の装置	屋内の装置	
給排水設備		特定の生産又は業務用設備、屋外設備	左記以外の設備
給湯設備		局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備		特定の生産又は業務用設備、屋外設備	左記以外の設備
衛生設備			設備一式
換気設備			設備一式
避雷設備			設備一式
空調設備		ルームエアコン	家屋と一体となっている設備
消火設備		消火器、ホース及びノズル	消火栓設備、スプリンクラー設備等
運搬設備			エレベーター、リフト、エスカレーター等
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備	サービス設備以外の設備
洗濯設備			
その他の特殊な設備		簡易間仕切、文字看板、袖看板、広告塔、カーテンブラインド、機械式駐車設備、LAN設備等	

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告をしていただく方

令和6年1月1日現在、福生市内に償却資産を所有されている方

※償却資産を所有されていない方は、「該当資産なし」として申告をお願いします。

〈次の方も申告が必要です〉

- ・償却資産を他に賃貸している方
- ・償却資産の所有者が不明な場合の使用者の方
- ・償却資産を共有で所有している方（持分に応じて個々に申告せず、「代表者外〇名」という共有名義で申告した上で、備考欄に共有員全員の住所、氏名を御記入ください。）

2 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在、事業のために用いることができる償却資産

※移動性の償却資産（車両や航空機等）を所有する場合は、主たる定置場の所在する市区町村が申告先となりますので御注意ください。

〈次の資産も申告が必要です〉

- ・耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満であっても、個別償却をしている資産
- ・福利厚生のための資産
- ・遊休又は未稼働の状態であっても、令和6年1月1日現在において事業のために用いることができる資産
- ・租税特別措置法の規定を適用して即時償却等をした資産
（例）中小企業者等が少額資産（30万円未満）の損金算入の特例を適用した資産
- ・家屋に施した建築設備造作等のうち、償却資産として取扱うもの（該当する資産は構築物として申告してください。）

3 申告の必要がない償却資産

- ・自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産
- ・特許権・実用新案権等の無形固定資産
- ・繰延資産
- ・耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満かつ、税務会計上固定資産として計上していない資産（一時損金又は必要な経費に算入している資産）
- ・取得価格が20万円未満かつ、税務会計上3年間で一括償却している資産

《申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合》

正当な理由なく申告をしなかった場合には、過料を科せられることがあります（地方税法第386条及び福生市税賦課徴収条例第64条第1項）。

また、虚偽の申告をした場合には罰金を科せられることがあります（地方税法第385条）。

4 非課税及び耐用年数の短縮等を適用した償却資産

非課税	適用される資産の性能・規格等が判明する資料を添付し、届出書を提出してください。(地方税法第348条)
課税標準の特例	適用される資産の性能・規格等が判明する資料を添付し、届出書を提出してください。(地方税法第349条の3・地方税法附則第15条) ※わがまち特例の特例率等については5を参照
耐用年数の短縮	償却資産の耐用年数につき、国税局長の承認を受けたものについては、国税局長の承認通知書の写しを添付してください。(法人税法施行令第57条第1項・所得税法施行令第130条第1項)
中古資産	中古資産を取得した場合は、取得後の残存耐用年数を見積って耐用年数とすることができます。この場合は、その耐用年数を記入してください。(減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条)
増加償却	通常の使用時間を超えて機械及び装置を使用した場合、一時的に償却を増加させることができます。この場合は所轄税務署長への届出書類の写しを添付してください。(法人税法施行令第60条・所得税法施行令第133条)
取替資産	償却資産の償却額の計算につき、所轄税務署長の承認を受けたものについては、所轄税務署長の承認通知書等の写しを添付してください。(法人税法施行令第49条第1項・所得税法施行令第121条第1項)
所有権留保付割賦販売資産	割賦販売等により売主が所有権を留保している資産については、売主及び買主の共有物として申告することになります。備考欄に売主の住所・氏名及び買主が所有権を取得する予定年月日を記入してください。(地方税法第342条第3項)
圧縮記帳	圧縮記帳を行っている場合は、圧縮前の取得価格を記入してください。
改良費	改良費の支出があった場合は、本体と別にし、一つの資産として記入してください。(耐用年数は本体と同じ)

5 地域決定型地方税制特例措置(通称：わがまち特例)

税の特例措置について地方自治体が条例で定めることができる仕組みです。福生市の特例割合は次のとおりに定められています。(福生市税賦課徴収条例第51条の3及び同条例附則第12条の2)

対象		特例率	取得期間	対象期間	条 文(地方税法)
防止施設 公共の 危害	水質汚濁防止法の汚水又は廃液処理施設	2分の1	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	適用年度 以降継続	附則第15条第2項第1号
	下水道法の公共下水道除害施設	5分の4			附則第15条第2項第5号
認定 発電 設備 の 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー の	太陽光発電設備 (1,000kW未満)	3分の2	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	3年度分	附則第15条第25項第1号イ
	風力発電設備 (20kW以上)				附則第15条第25項第1号ロ
	地熱発電設備 (1,000kW未満)				附則第15条第25項第1号ハ
	バイオマス発電設備 (10,000kW以上20,000kW未満)	4分の3			附則第15条第25項第1号ニ
	太陽光発電設備 (1,000kW以上)				附則第15条第25項第2号イ
	風力発電設備 (20kW未満)				附則第15条第25項第2号ロ
	水力発電設備 (5,000kW以上)	2分の1			附則第15条第25項第2号ハ
	水力発電設備 (5,000kW未満)				附則第15条第25項第3号イ
	地熱発電設備 (1,000kW以上)				附則第15条第25項第3号ロ
バイオマス発電設備 (10,000kW未満)	附則第15条第25項第3号ハ				
水防法の浸水防止用施設		3分の2	平成29年4月1日～ 令和8年3月31日	5年度分	附則第15条第28項
家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業		2分の1	平成29年4月1日～	適用年度 以降継続	第349条の3第27・28・29項
特定事業所内保育施設		2分の1	平成29年4月1日～ 令和6年3月31日	5年度分	附則第15条第32項

Ⅲ 申告の手続き

1 申告の方法

①今までに申告をしている方

同封の「種類別明細書」で内容を確認の上、増加・減少の申告をしてください。

申告の区分	申告書	種類別明細書		記入事項
		増加資産用	減少資産用	
資産の増加・減少がない方	○	×	×	申告書右下の18欄の(1)資産の増減なしを○で囲み、(イ)欄に印字してある取得価額を(ニ)欄に記入してください。
増加資産がある方	○	○	×	種類別明細書には増加した資産(申告もれを含む)のみを記入してください。
減少資産がある方	○	×	○	種類別明細書には減少した資産(申告もれを含む)のみを記入してください。
資産の増加・減少が両方ともある方	○	○	○	種類別明細書には増加・減少した資産(申告もれを含む)のみを記入してください。

②はじめて申告をする方

申告の区分	申告書	種類別明細書 (全資産用)	記入事項
該当する償却資産がある方	○	○	種類別明細書には福生市内にある償却資産をすべて記入し、種類ごとの取得価額の合計額を申告書の(イ)又は(ハ)に記入してください。
該当する償却資産がない方	○	×	申告書右下の18欄の(3)新規申告(該当資産なし)を○で囲んでください。

③電算処理による全資産申告をする方

令和6年1月1日現在に所有する全ての資産について、算出した評価額を記入し、全資産の明細書を添付の上、申告してください。なお、申告書、種類別明細書の規格はA4判でお願いします。

④廃業等された方

令和6年1月1日現在、福生市内で事業を行っていない方は、申告書右下の18欄の(4)事業廃止等に○をつけ、廃止年月日を記入した上で(廃業・転出・休業)のいずれかに○をつけ、申告書のみを提出してください。

IV 償却資産の課税のあらまし

① 評価額の算出、価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産は申告された取得時期、取得価額及び耐用年数をもとに評価します。価格等は申告及び調査に基づいて計算し決定され、償却資産課税台帳に登録されます。なお、算出した評価額が取得価格の5%を下回る場合は、取得価格の5%が評価額となり、それ以後は減価しません。

② 課税標準額

課税標準額は、賦課期日（毎年1月1日）現在の償却資産の価格（評価額）で、償却資産課税台帳に登録されたものです。

③ 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。なお、課税標準額が150万円未満となるかどうかは計算結果によりますので、償却資産の多少にかかわらず必ず申告してください。

④ 課税台帳の閲覧

所有者・納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から、課税台帳を閲覧することができます。

⑤ 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3か月以内に、文書をもって福生市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

なお、審査委員会の決定に不服がある場合は、審査委員会の決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

⑥ 税額

課税標準額に固定資産税率（100分の1.4）を乗じた額が年税額となります。

⑦ 納期

令和6年度の固定資産税の納期は、5月、7月、12月、翌年2月の4回です。詳しくは納税通知書でお知らせしますので御確認ください。

V 申告書の記載方法

1 償却資産申告書

令和6年1月15日		令和6年度		※所有者コード 9000000		
受付印 東京都福生市長 殿		償却資産申告書（償却資産課税台帳）				
所有者 1 (よりがら) 住所 (又は納税通知書送達先) 2 (よりがら) 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	〒197-0022 東京都福生市本町5番地 (電話 042-551-0000)		3 個人番号又は法人番号 9	8 短縮耐用年数の承認 有・無 (無)	15 市区町村内 福生市本町5番地 における事業所 等資産の所在地	
	①		4 (資本金等の額) ② リース業 (100 百万円)	9 増加償却の届出 有・無 (無)	⑦	
			5 事業開始年月 平成3年4月	10 非課税該当資産 有・無 (無)	16 借用資産 (有)無 (無) ⑧	
			6 この申告に該当する者の親及び氏名 経理 福生花子 (電話 042-551-0000)	11 課税標準の特例 有・無 (無)	17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 (借家)	
			7 税理士等の氏名 税理士 東京太郎 (電話 042-530-0000)	12 特別償却又は圧縮記録 有・無 (無)	18 該当するものに○をつけてください。 ⑨	
				13 税務会計上の償却方法 (定率法) 総額法		
				14 青色申告 (有)無 (無)		
資産の種類	取得価額	減価償却額	前年取得価額	課税標準額		
1 構築物	1,500,000		1,500,000	1,500,000		
2 機械及び装置	5,260,000	330,000	4,930,000	4,930,000		
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具						
6 工具、器具及び備品			500,000	500,000		
7 合計	6,760,000	330,000	500,000	6,930,000		
資産の種類	評価額 (ホ)**	決定価格 (ハ)**	課税標準額 (ト)**	備考		
1 構築物				⑩		
2 機械及び装置						
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具						
6 工具、器具及び備品						
7 合計						

- ①住所・氏名・屋号 住所又は納税通知書送達先、氏名、屋号及び電話番号を記入してください（所有者が法人の場合はその名称、代表者氏名を記入）。印字された内容に変更がある場合は訂正してください。
※住所地以外を納税通知書送達先とする場合は、「納税通知書等送付先等変更申出書」の提出が必要です。
- ②個人番号又は法人番号 個人の場合は12桁の個人番号（マイナンバー）を、法人の場合は番号法に基づき付番された法人番号を記入してください。償却資産を共有されている方は、記入不要です。
※番号の記載がない場合でも申告書は受理します。また、本人確認ができない場合は番号の記載がなかったものとして受理します。
- ③前年前に取得したもの(イ) 令和5年1月1日までに取得された資産の取得価額の合計。
- ④前年中に減少したもの(ロ) 令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計。
- ⑤前年中に取得したもの(ハ) 令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計。
- ⑥評価額、決定価格、課税標準額 独自の電算申告をする場合のみ記入してください。
※③～⑥は、資産の種類別に記入してください。
- ⑦資産の所在地 福生市内にある事業所等の所在地を記入してください。
- ⑧借用資産 借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合は、資産の名称、貸主の名称、電話番号を記入してください。
- ⑨該当するものに○をつけてください。(4)については年月日も記入してください。
- ⑩備考 次のような事項を記入してください。
- 「短縮耐用年数承認書の写」「増加償却の届出書の写」等添付した書類の名称
 - 非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項
 - 納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名
 - その他、この申告書に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項

2 種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産及び前年前に取得し申告していなかった増加資産を記入してください（増加した資産のみ記入してください。）。

ただし今回初めて申告される方は、令和6年1月1日現在の全資産を記入してください。

資産の種類

該当する数字を記入してください。

- 1 構築物
- 2 機械及び装置
- 3 船舶
- 4 航空機
- 5 車両及び運搬具
- 6 工具・器具及び備品

資産の名称等

品名、規格、型式、製造社名等を記入してください。

摘要

課税標準の特例の適用がある資産については、その旨の表示と摘要条項を記入してください。

例) 特例 第349の3 第27

減免・非課税の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項を記入してください。

例) 非課税 第348 条第2項第10号の3

資産コード

記入の必要はありません。

数量

資産の数量を右詰めで記入し、一式の場合は「1」と記入してください。

取得年月

- ・資産を取得（購入、制作）した年月を右詰めで記入してください。
- ・年号（コード番号）

昭 和： 3
平 成： 4
令 和： 5

令和 6 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

行番号	業種	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 (イ)			耐用年数	減価率 (ロ)	価 額 (ハ)			課税標準の特例の適用率	課税標準の特例のコード	課税標準額	増加事由	摘要
					年	月	日	十億	百万	千			円	十億	百万					
01	6		パソコン	1	5	5	4	500	000	000	0							①2 3-4		
02	1		駐車場舗装工事	1	5	5	6	2,500	000	000	0							①2 3-4		
03	6		LAN工事費	1	5	5	8	1,000	000	000	0							①2 3-4		
04											0							1-2 3-4		
05											0							1-2 3-4		

取得価額

償却資産の取得価額（資産を取得するために、その取得時において通常支出すべき金額）を記入してください。

※その資産を事業に用いるために要した費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費他）を含みます。

耐用年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第1から第6（別表第3及び第4を除く）に掲げる耐用年数を記入してください。

増加事由

該当する番号を○で囲んでください。

- 1 新品取得
- 2 中古品取得
- 3 移動による受入れ
- 4 その他

注) この欄の記入の必要はありませんが、独自の電算処理により全資産申告を行う場合は記入してください。

3 種類別明細書（減少資産用）

令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少した資産、及び前年前に減少し申告していなかった減少資産を記入してください（同封の前年度資産の種類別明細書から、減少した資産のみ転記してください。）。ただし、今回初めて申告される方は、記入の必要はありません。

記入例① 資産コード1の資産を全部売却した場合

記入例② 資産コード3の資産の一部を廃棄した場合

（数量が3台のうち1台、取得価額が450,000円のうち、150,000円減少した場合）

▼同封されている種類別明細書

令和 6 年度		種類別明細書										所有者名					
所有者コード												福生リース株式会社					
9000000																	
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額				耐 用 年 数	(ロ) 減 価 残 存 率	価 額	(ハ) 課 税 標 準 の 特 例 率	(ニ) 課 税 標 準 額	摘 要
					年 号	年	月	十 億	百 万	千	円						
01	6	1	複写機	1	4	3	9					180,000	5	0.			
02	6	2	複写機	1	4	3	12					200,000	5	0.			
03	6	3	エアコン	3	4	5	6					450,000	6	0.			
04													0.				
05													0.				

転記する



① 資産コード1の資産を印字されているとおり転記し、減少の事由及び区分欄の1(売却)と1(全部)をそれぞれ○で囲んでください。

令和 6 年度		種類別明細書(減少資産用)										所有者名							
所有者コード												福生リース(株)							
9000000																			
行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額				耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分			摘 要		
					年 号	年	月	十 億	百 万	千	円			1 売 却	2 減 失	3 移 動		4 其 他	1 全 部
01	6	1	複写機	1	4	3	9					180,000	5						
02	6	3	エアコン	1	4	5	6					150,000	6						3台のうち1台減少
03																			
04																			
05																			

② 資産コード3の資産が減少した分（数量1、取得価格150,000）を記入し、減少の事由及び区分欄の2(減失)と2(一部)をそれぞれ○で囲んでください。
※摘要欄に減少の内訳を必ず記入してください。

